平成２４年（フ）第２３４号
北海道紋別郡興部町字興部85番地の４
破産者　藤田　貞次
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住1843号
破産者　藤原　秀毅
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住1843号
破産者　藤原さより
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
宮城県塩竈市字庚塚125番地10
破産者　後藤　郁夫
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
埼玉県所沢市西所沢１丁目16番１号
破産者　加藤　恵実
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４６１号
名古屋市名東区山の手１丁目416番地　サンローヤル香流306号、従前の住所愛知県春日井市高森台１丁目15番地18
破産者　赤堀　正文
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５７号
滋賀県守山市下之郷２丁目６番19―204号
破産者　田中　博子
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５６号
神戸市東灘区御影山手６丁目10番26号　フェーブル御影402号
破産者　虫島　秀教
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３１号
兵庫県三木市別所町小林９番地の６、従前の住所神戸市西区二ツ屋１丁目32番13―Ｂ102号
破産者　井本　木工
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０１号
神戸市中央区下山手通２丁目13番17号　新晃ビル401号
破産者　合田　順一
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２０号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―1004号、開始決定時の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番152―505号
破産者　高橋　　昇
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
岡山県総社市井手171番地
破産者　吉本　昌弘
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市連島１丁目13番10号　グランデ・ルミエール406
破産者　谷澤　勇二
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
岡山県倉敷市倉敷ハイツ３番11号
破産者　甲斐幸之助
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
鹿児島県西之表市西町29―１、住民票上の住所鹿児島県西之表市西町7088番地２
破産者　田中　善行
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷1664番地イ号
破産者　岸田　眞二
１　決定年月日　平成25年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
北海道帯広市西17条北１丁目24番20号
破産者　高橋　健蔵
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
北海道帯広市西21条南２丁目14番２号
破産者　山口　雅弘
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
北海道標津郡中標津町東16条南９丁目１番地１
破産者　インパクトこと　斉藤　　司
１　決定年月日　平成25年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部